

平成23年4月8日
薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
放射性物質対策部会

魚介類中の放射性ヨウ素に関する当面の所見

本年4月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会は「食品中の放射性物質に関する当面の所見」をとりまとめたところであるが、その後の魚介類中の放射性ヨウ素に対する食品衛生法上の暫定規制値の取り扱いについて、当部会として以下の所見をとりまとめるものとする。

本年3月24日、原子力安全委員会は、海水中から放射性ヨウ素及び放射性セシウムが検出されたことを受け、「一般的には、海水中に放出された放射性物質は、潮流に流されて拡散していくことから、実際に魚、海藻等の海洋生物に取りこまれるまでには、相当程度薄まると考えられる。また、放射性ヨウ素については、半減期が8日と比較的短いため、人がこれらの海産物を食するまでには、相当程度低減しているものと考えられる」旨の判断を示している。

他方、4月4日午後、茨城県より厚生労働省に対し、魚（コウナゴ）から放射性ヨウ素を相当程度検出した事例が報告されたことから、厚生労働省では原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の対応方針を受けて、魚介類中の放射性ヨウ素については、当分の間、飲料水及び牛乳・乳製品以外の食品として暫定規制値が設定されている野菜類中の放射性ヨウ素と同一の暫定規制値である2,000Bq/Kgを準用することとし、これを超過する場合には、食品衛生法第6条第2号に該当するものとして食用に供しない取扱いとし、各自治体に対して通知した。

当部会としては、厚生労働省が講じた魚介類中の放射性ヨウ素に対する食品衛生法上の暫定規制値の設定については、緊急的措置としてやむを得ないものと考えるとともに、放射性物質の放出が依然として収束していないこと等に鑑み、現状においては、当該暫定規制値を維持すべきものとする。また、今後

の規制値の検討に向けて、各種のデータを継続的に分析・評価する体制を構築することが必要である。そのため、3月24日の原子力安全委員会による判断においても、「引き続き、海域モニタリング調査を実施すべき」としているところ、国民の安全及び安心感を高めるために、検査・モニタリング体制の充実が必要と考える。

また、先の分科会所見同様、厚生労働省に対し、きめ細かい規制の整備、国民とのリスクコミュニケーションの内容及び機会の充実等に努めることを求める。